

3 福島県立自然公園条例

〔県立自然公園内での許可・届出〕（第21条、第31条）

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 特別地域</p> <p>(1) 許可（国及び県の機関は協議）</p> <p>① 工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 木竹の伐採</p> <p>③ 指定区域内における木竹の損傷</p> <p>④ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>⑥ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出</p> <p>⑦ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>⑧ 屋外における土石その他の指定物の集積、貯蔵</p> <p>⑨ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑩ 土地の開墾、土地の形状変更</p> <p>⑪ 指定植物の採取、損傷</p> <p>⑫ 指定区域内における指定植物の植栽・播種</p> <p>⑬ 指定動物の捕獲・殺傷、指定動物の卵の採取・損傷</p> <p>⑭ 指定区域内における指定動物の放出</p> <p>⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更</p> <p>⑯ 指定区域内への指定期間内の立ち入り</p> <p>⑰ 指定区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸</p> <p>⑱ 風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定める行為</p> <p>(2) 届出（国及び県の機関は通知）</p> <p>① 木竹の植栽</p> <p>② 家畜の放牧</p> <p>2 普通地域</p> <p>届出（国及び県の機関は通知）</p> <p>① 一定規模を越える工作物の新築、改築、増築</p> <p>② 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>③ 広告物類の掲出、設置、表示</p> <p>④ 水面の埋め立て、干拓</p> <p>⑤ 鉱物の掘採、土石の採取</p> <p>⑥ 土地の形状変更</p>

許可等の必要な区域	県立自然公園 (参考資料1参照)
許可(容認)権者	知事(事務決裁規程に定める案件は地方振興局長)
許可(容認)の基準	許可基準－自然公園法施行規則第11条を準用 届出容認基準－風景の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと
担 当 機 関	生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)
手続フローチャート	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地方振興局] B -- 副申 --> C[自然保護課] C -- 許可等通知 --> B B -- 許可等 --> A C -- 許可等 --> A </pre> <p>The flowchart illustrates the administrative process. It starts with the '申請者' (Applicant) submitting an '申請' (Application) to the '地方振興局' (Local Government). The '地方振興局' then submits a '副申' (Sub-application) to the '自然保護課' (Natural Protection Department). The '自然保護課' issues a '許可等通知' (Notification of approval) back to the '地方振興局'. Finally, the '地方振興局' issues '許可等' (Approval) to the '申請者', and the '自然保護課' also issues '許可等' (Approval) to the '申請者'.</p>
備 考	